

小学校・中学校の適正規模について

(1) 適正規模の基準や考え方（前回資料の主要部分再掲）

①	学校教育法施行規則	小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。 ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。 (中学校にも準用)
②	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令	適正な規模の条件) 学級数がおおむね12学級から18学級まで 通学距離がおおむね4km以内(小)、おおむね6km以内(中)
③	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	学級編制の標準) 同学年で編制する学級 35人(小)、40人(中)
④	公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引(H27.1)	通学時間) 適切な交通手段等を前提に「おおむね1時間以内」を一応の目安

(2) アンケートによる適正規模の考え方（抜粋）

【小学校】

○現在の1学年あたりのクラス数(P15)

- ・11学級以下校の保護者の64.3%が「少ない」と回答。
- ・19学級以上校の保護者の45.5%が「多い」と回答。

○1学年あたりの望ましいクラス数(P16～)

- ・保護者全体では「3クラス」が55.5%、「4クラス」が21.0%。
- ・11学級以下校の保護者では「3クラス」が51.7%、「2クラス」が31.1%。
- ・19学級以上校の保護者では「3クラス」が35.8%で、「4クラス」が33.8%、「5クラス」が18.0%
- ・教職員全体では「3クラス」が79.3%。
- ・11学級以下校の教職員では「3クラス」が64.0%で、「2クラス」が24.0%。
- ・19学級以上校の教職員では「3クラス」が83.3%。

○規模の大きな学校に対する手法(P19～)

- ・いずれの手法も保護者の過半数が「検討すべき」又は「検討もやむを得ない」と回答。
- ・19学級以上校の保護者では、「同一中学校区内での通学区域の見直し」が80.1%、次いで「既設の学校の増改築等」が74.9%。

○規模の小さな学校に対する手法(P21～)

- ・いずれの手法も保護者の過半数が「検討すべき」又は「検討もやむを得ない」と回答。
- ・11学級以下校の保護者では、「通学区域の見直し」が78.0%、「学校選択制の実施」が72.1%と「隣接する学校同士の統合」が70.3%。

○保護者の許容できる通学時間(P24)

- ・おおむね現状の校区の範囲に相当する「40分程度」までで99.5%。

【中学校】

○現在の1学年あたりのクラス数（P29）

- ・全体では生徒の69.8%、保護者の67.0%が「ちょうど良い」と回答。
- ・19学級以上見込校の生徒の23.2%、保護者の23.6%が「多い」と回答。

○1学年あたりの望ましいクラス数（P30）

- ・保護者全体では「5クラス」が38.6%、「4クラス」が27.9%、「6クラス以上」が11.8%。
- ・12～18学級校の保護者では「5クラス」が38.1%、「4クラス」が31.6%。
- ・19学級以上見込校の保護者では「5クラス」が39.1%、「4クラス」が23.5%、「6クラス以上」が18.3%。
- ・教職員全体では「4クラス」が67.8%、「5クラス」が18.6%。
- ・12～18学級校の教職員では「4クラス」が73.8%、「5クラス」が11.9%。
- ・19学級以上見込校の教職員は「4クラス」が52.9%、「5クラス」が35.3%。

○規模の大きな学校に対する手法（P33～）

- ・いずれの手法も保護者の過半数が「検討すべき」又は「検討もやむを得ない」と回答。
- ・19学級以上見込校の保護者では、「同一中学校区内での通学区域の見直し」が74.0%、次いで「既設の学校の増改築等」が73.1%。

○規模の小さな学校に対する手法（P35～）

- ・いずれの手法も保護者の過半数が「検討すべき」又は「検討もやむを得ない」と回答。
- ・「通学区域の見直し」が83.3%、次いで「隣接する学校同士の統合」が72.6%。

○保護者の許容できる通学時間（P38）

- ・おおむね現状の校区の範囲に相当する「50分程度」までが99.6%。

【共通】 ○適正規模・適正配置に関して配慮すべき点（P4、P18、P32）

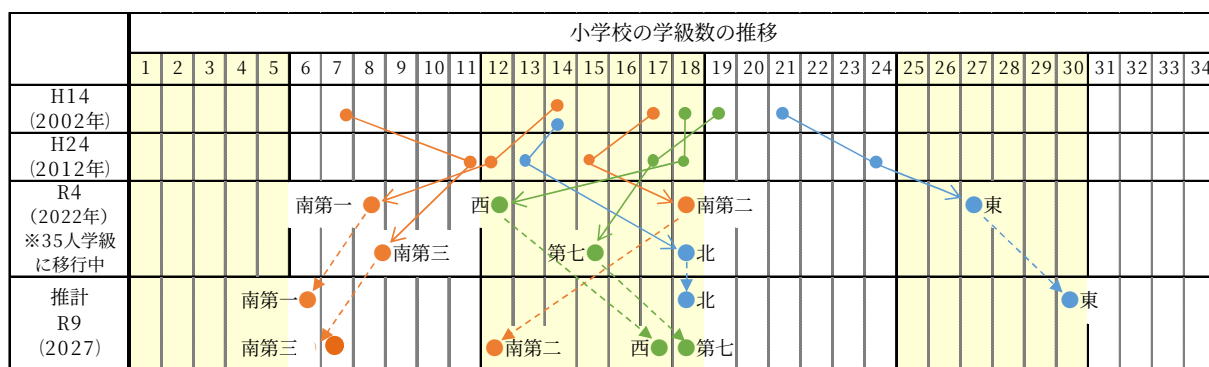
- ・市民アンケート、保護者、教職員とも「子どもたちの通学と安全の確保」を最重視。

(3) 府内自治体の小学校の適正規模の考え方

	小学校の学級数																																						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34					
国												標準																											
大阪市												適正規模																											
岸和田市	小規模 (単学級の学年が半数以上となる場合)											適正規模 1学年2～3学級						大規模																					
吹田市	過小規模					小規模						適正規模						大規模						準過大規模						過大規模									
高槻市	小規模 単学級が生じる12学級未満													←準小規模（今後10年間にわたり12学級の 状態が継続すると予測される学校）																					大規模				
守口市	小規模							適正規模を 下回る準適 正規模				適正規模						適正規模を上回る準適 正規模																					
枚方市	小規模											適正規模範囲 適正規模は18学級												大規模															
八尾市	小規模											望ましい学校規模												大規模															
泉佐野市	適正規模の下限→ (1学年2学級・全体12学級)											適正規模は18学級（1学年3学級） ←許容範囲→												←適正規模の上限 (1学年4学級全体24学級)															
寝屋川市												適正規模																											
河内長野市	小規模 各学年単学級が 複式学級となる段階											適正規模																											
柏原市	小規模											適正規模																											
交野市	小規模											適正規模 (1学年当たり2～4学級)																											
阪南市												適正規模 (1学年2～3学級)																											
河南町												適正規模 (1学年2～3学級)																											

教育総務グループ調べ(各自治体のホームページでの公開資料による)

(4) 大阪狭山市の各小学校の学級数の推移(20年前、10年前、現在、5年後見込み)



(5) 想定される大阪狭山市の小学校の適正規模のイメージ

	小学校の学級数																																	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
イメージ	過小規模				小規模						適正規模												大規模						過大規模					
対策内容等のイメージ	許容しない				適正規模に向け ・統合 ・校区見直し等						各校の施設規模等の実情により 対策内容を検討 (例：北小の増築)												適正規模に向け ・増改築 ・校区見直し等						許容しない					
取組時期のイメージ	—				早期に検討着手 (過小規模が見込まれる段階では対策の実施が必須)						適宜実施												早期に検討着手 (過大規模が見込まれる段階では対策の実施が必須)						—					

(6) 府内自治体の中学校の適正規模の考え方

	中学校の学級数																																								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34							
国												標準																													
大阪市																																									
岸和田市	小規模											適正規模 1学年4～6学級														大規模															
吹田市	過小規模										小規模			適正規模							大規模							準過大規模					過大規模								
高槻市	小規模													←準小規模（今後10年間にわたり12学級の 状態が継続すると予測される学校）																				大規模							
守口市	小規模							適正規模を 下回る準適 正規模				適正規模							適正規模を上回る準適 正規模																						
枚方市	小規模							適正規模範囲 適正規模は18学級																											大規模						
八尾市	小規模											望ましい学校規模							大規模																						
泉佐野市																																									
寝屋川市												適正規模																													
河内長野市	小規模 単学級が生まれる段階											適正規模																													
柏原市	小規模							適正規模																																	
交野市	小規模							適正規模													19～24学級も 許容範囲とする																				
阪南市												適正規模 (1学年4～6学級)																													
河南町																																									

教育総務グループ調べ（各自治体のホームページでの公開資料による）

(7) 大阪狭山市の各中学校の学級数の推移（20 年前、10 年前、現在、5 年後見込み）

	中学校の学級数の推移																																	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
H14 (2002年)																																		
H24 (2012年)																																		
R4 (2022年)																																		
推計 R9 (2027)																																		

図表は、大阪狭山市の各中学校の学級数推移を示す。縦軸は年（H14(2002年), H24(2012年), R4(2022年), 推計R9(2027)）と横軸は学級数（1～34）で構成されている。データポイントは、南（オレンジ）、第三（緑）、狭山（青）の3つの中学校に示されている。南と第三は、2002年から2012年にかけて学級数が減少傾向にある。狭山は、2002年から2012年にかけて学級数が増加傾向にある。2022年と2027年の推計は、2012年のデータに基づいて示されている。

(8) 想定される大阪狭山市の中学校の適正規模のイメージ

	中学校の学級数																																	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
イメージ	過小規模				小規模						適正規模							大規模							過大規模									
対策内容等のイメージ	許容しない				適正規模に向け ・統合 ・校区見直し等						各校の施設規模等の 実情により 対策内容を検討							適正規模に向け ・増改築 ・校区見直し等							許容しない									
取組時期のイメージ	—				早期に検討着手 (過小規模が見込まれる段階では対策の実施が必須)						適宜実施							早期に検討着手 (過大規模が見込まれる段階では対策の実施が必須)							—									